

## 令和8年度事業計画

一般社団法人日本倉庫協会

令和7年度の我が国経済は、米国の関税引き上げによる影響が懸念されたもののおおむね堅調に推移した一方、為替の円安基調、賃上げ要請などにより物価上昇が継続し、中小事業者の経営や家計への圧迫感が高まっている。

物流の分野においてもさまざまな新たな動きがあり、取り巻く環境が大きく変化しはじめる1年となった。

具体的には、まず新物効法の規定のうち、全ての荷主・物流事業者に対する努力義務が4月から施行された。この他、66年ぶりに標準倉庫寄託約款が改正されたこと、いわゆる倉庫税制についても「中継輸送機能」を付加した物流拠点についてのみ税制特例を適用することとなったこと、新たな総合物流施策大綱が策定されたこと、外国人の人材活用に向けて特定技能制度、育成就労制度への倉庫分野の追加がなされたことなど、制度面をはじめ大きな変化が動きはじめている。

令和8年度は、2024年問題に対処した新物効法に規定された制度のうち、残されていた「特定事業者」制度が施行される年となる。

これに加え、令和7年度に手当された「標準倉庫寄託約款」や「新たな物流拠点税制」、「総合物流施策大綱」に加え、「物流倉庫における外国人活用」がスタートする年である。

これらの制度は新たなものであり、国土交通省と連携するとともに、会員事業者に対し、適時適切にその情報提供を行うことが重要であり、このような認識に立って、協会活動を積極的に展開していくこととする。

事業計画の構成自体は、昨年度と同様、1. 運営全般、2. 重点課題への取り組み、3. 各委員会の取り組みの3部構成とし、具体的には次の事業活動を実施していくこととする。

(注) 文中〈 〉内は、主として担当する委員会、記載のないものは日本倉庫協会事務局が担当する。

## 1. 運営全般

### (1) 今後の倉庫業の役割と在り方の検討

倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について会員事業者から意見を収集し、必要な調査研究を行うとともに、国土交通省等に対し要望活動を行う。〈物流政策研究〉

### (2) 地区協会および会員事業者との連携

- ①地区協会の在り方、果たすべき役割、それに関する支援などについては、事務局長会議などにおいて議論を進めてきたところ。52地区協会のそれぞれ置かれている環境が異なっていることなどを踏まえ、日本倉庫協会としてどのような協力・支援ができるのか整理し、可能なものについて実施する。
  - ②事務局長会議などにおいて、他地区協会の活動状況など参考となる有益な情報を積極的に提供し、地区協会間の情報共有を図る。
  - ③新たに作成した「入会案内」の積極的活用を促し、地区協会の新規会員勧誘活動を支援する。〈広報〉
  - ④各種会合、研修、説明会に積極的に参加し、地区の会員事業者と積極的に交流を図るとともに、その意見、要望を吸い上げる。
  - ⑤会員事業者向けの広報活動においては、日本倉庫協会の活動や倉庫業関係の有益な情報を迅速に提供するとともに、発信情報の更なる普及に努め、必要に応じて広報ツールの改善を行う。〈広報〉
  - ⑥Webを活用してアンケートを実施するなど、会員ニーズの把握に努める。加えて、『ご意見箱』の活用を促し、会員事業者からの意見・要望の吸収に努める。
  - ⑦会員事業者の人材確保などを目的とした倉庫見学会など、地区協会が実施している広報活動に対し、積極的な支援を行う。〈広報〉
  - ⑧倉庫協会ウェブタウン（各地区倉庫協会サイト）の運営を支援する。
  - ⑨地区協会の統計処理の支援として、倉庫統計集計システムの保守を継続する。
  - ⑩地区協会と連携し、勲章・褒章候補者の申請等に係る情報提供や資料作成業務を支援する。
  - ⑪日本倉庫協会の表彰規程に基づく、表彰制度の活用を検討する。
  - ⑫会員事業者台帳がWeb化され、日本倉庫協会および地区協会において即時性をもつ有用なデータベースが構築されたところであるが、さらに当該データベースの一層の有用性を高めるとともに安定的な運用を図るため、必要に応じ改良を行う。
- ### (3) 法令遵守等
- ①独占禁止法や取引適正化法等、公正取引に関する法令および倉庫業関連法規等に

- ついて、会員事業者のコンプライアンス向上に資するよう周知・啓発に努める。
- ②コスト上昇分の円滑な価格転嫁など取引の適正化について公正取引委員会の指針を会員事業者に周知するとともに、関係者と連携して、その実現に向けて取り組む。
  - ③内部統制に係る規程等の整備および点検・見直しを行うとともに、必要な業務監査を行う。
- (4) IT化の推進と職員のモチベーション向上
- ①業務の効率化や事務負担の軽減を図る観点から、アンケート等を含む通信の電子化等を進めるほか、ノーコードツール他多様なソフトウェアの導入など、協会内部のDXを推進する。
  - ②情報セキュリティの強化を進め、安心・安全な利用環境を確保する。
  - ③会員サービスの充実にあ資するため、今後も、評価制度を実施するなど必要な手当てを行い、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

## 2. 重点課題への取り組み

### (1) 2024年問題等への対応

- ①新たな総合物流施策大綱に盛り込まれた倉庫業関連施策の着実な実行に向け、国土交通省と連携して必要な予算措置や制度設計を促すとともに、業界の意見が細部に反映されるよう、継続的な政策提言活動を展開する。〈物流政策研究〉
- ②新物効法に基づく特定荷主の義務化（中長期計画の策定・CLOの選任等）に関し、会員事業者が荷主事業者に対し、物流効率化を支援するための提案や協力のポイントを整理できるような支援ツールを提供する。〈物流政策研究〉
- ③協会Webサイト内に設置している「トラック・物流Gメンよろず相談室」が、倉庫事業者にあ資する実効性のある窓口として機能するよう強化に努める。〈物流政策研究〉
- ④改正標準倉庫寄託約款については、関係団体や関係省庁と連携し、解説書・解説動画等を作成し会員事業者への周知に努める。また、改正後の対応については、必要に応じて、事業者向け説明会を開催するなど、会員事業者への支援を行う。〈業務・安全〉

### (2) 人手不足への対応

#### (物流DXの推進)

- ①労働力不足に対応した省人化機器の活用事例や、生成AI・AIエージェント、ヒューマノイドロボット、データ連携基盤などによる倉庫業の高度DX化に関わる技術情報の収集に努め、講演会等の開催により、会員事業者の知識や技術の向上を図る。〈DX推進・情報セキュリティ〉
- ②国土交通省をはじめとする行政のDX関連支援策について、会員事業者へ情報提供

するとともに、その活用を促す。

(人材確保対策)

- ①人材確保に関する情報の収集（業界内外の取り組み事例や支援策、関連情報等）および提供（パネルディスカッションやセミナー等）を行う。〈人材確保〉
- ②人材確保に関する支援・補助制度の利活用を推進する。〈人材確保〉
- ③会員事業者が外国人特定技能制度および育成就労制度の理解を深め、外国人の受入れと活用に資するよう会員向け説明会の開催や評価試験の適正な実施など制度運営に必要な取り組みを行う。〈人材確保〉
- ④女性活躍、高齢者活用促進など、職場におけるダイバーシティ推進に関する情報収集およびその提供を行う。〈人材確保〉
- ⑤倉庫業の知名度向上や各地区における人材確保に関するイベント等への支援を行う。〈人材確保〉
- ⑥従業員定着のための研修制度の情報収集およびその提供を行う。〈人材確保〉
- ⑦一般向けの広報活動においては、倉庫業のイメージアップや会員事業者の採用活動の支援を念頭に置きながら、コンテンツの制作と発信に注力し、倉庫業の認知度向上に努める。また、長期的な生産年齢人口の減少を見据え、有効な広報活動について議論する。〈広報〉

(3) カーボンニュートラルへの取り組み

- ①2050年のカーボンニュートラル達成を目標に、政府の施策等を踏まえ、倉庫業界としてのGXに取り組むとともに、脱炭素のステップ「知る、測る、減らす」などの基本的方向を整理し、会員事業者の環境対策の促進に資する情報収集に取り組む。〈環境〉
- ②環境に関する政府その他各種機関の支援策（サステナブル倉庫モデル促進事業など）について、会員事業者に対する周知に努め、これらの制度の更なる活用を推進する。〈環境〉

(4) 災害対策および危機対応力の強化

- ①災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援および行政機関に対する要望等を行う。〈業務・安全〉
- ②会員事業者の防災・減災や安全管理体制の強化を目的に、情報の提供や安全講習会、安全点検パトロール、自主監査の推進などの支援を行う。〈業務・安全〉
- ③風水害、地震など、激甚化する自然災害への対応について、事務局長会議や地区協会との意見交換を通じて、会員の日本倉庫協会に期待する役割を具体的に把握する。また、日本倉庫協会と地区協会の連携を強化し、それぞれの組織の災害対応力の強化を図る。〈業務・安全〉
- ④災害時に有用である非常用電源設備などの機器の整備に関する政府の支援策について、会員事業者に情報提供を行い、その活用を促す。〈業務・安全〉

#### (5) 地域貢献

- ①倉庫業の認知度向上を図る観点から、今後の倉庫業が果たす役割の検討の中で、地域への貢献について整理する。
- ②倉庫の地域貢献事例（防災拠点化、環境美化、雇用創出）を会員の成功事例として収集し、ホームページ等を通じて共有する。また、倉庫業が地域インフラとして不可欠な存在であることを、地道な広報活動を通じて社会に発信する。〈業務・安全〉

### 3. 各委員会の取り組み

#### (1) 全般

- ①委員会の活性化の観点から、Web参加併用方式を活用するほか、委員本人が出席できない場合には代理出席をお願いすることなどを基本方針として全ての委員会に周知する。
- ②一般会員事業者に対する情報提供の一環として、委員会において講演等を実施した場合は可能な範囲で講演内容の動画配信を実施するとともに、その情報を前広に提供する。
- ③年2回開催という委員会の慣例にとらわれることなく、他の時期において、講演会を開催するなど、会員事業者に対するサービスの充実を検討し、実施する。
- ④また、更なる委員会の活性化のための方策について、総務・運営委員会において引き続き議論していくこととする。
- ⑤なお、令和6年度に再編した現在の委員会体制は、5年後に検証を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要であれば委員会体制の変更を行う。

#### (2) 総務・運営

- ①協会活動全般の方向付け、重要事項について議論を行う。
- ②委員会を中心に、各委員会の活動状況を取りまとめる。
- ③日本倉庫協会役員等が海外の物流事情を把握するため欧州物流施設視察を実施する。

#### (3) 広報

- ①一般向けの広報活動においては、倉庫業のイメージアップや会員事業者の採用活動の支援を念頭に置きながら、コンテンツの制作と発信に注力し、倉庫業の認知度向上に努める。また、長期的な生産年齢人口の減少を見据え、有効な広報活動について議論する。〈再掲〉
- ②会員事業者向けの広報活動においては、日本倉庫協会の活動や倉庫業関係の有益な情報を迅速に提供するとともに、発信情報の更なる普及に努め、必要に応じて広報ツールの改善を行う。〈再掲〉
- ③日本倉庫時報については、引き続き内容の充実を図るとともに、日本倉庫時報（電

子版)の宣伝・普及に努め、令和8年度中を目途に、紙媒体の発行を停止し、電子版へ完全移行する。

- ④会員事業者の人材確保などを目的とした倉庫見学会など、地区協会が実施している広報活動に対し、積極的な支援を行う。〈再掲〉
- ⑤新たに作成した「入会案内」の積極的活用を促し、地区協会の新規会員勧誘活動を支援する。〈再掲〉
- ⑥報道機関に向けて適宜情報を発信するとともに、会長記者会見、記者説明会および記者懇談会の開催などを活用し、マスコミ関係者とのコミュニケーションの活性化を図る。

#### (4) 教育研修

- ①会員事業者の人材育成を支援するため、常にニーズに合うよう工夫しつつ、人材確保委員会等他の委員会と連携し、教育研修事業を引き続き積極的に展開する。特に日倉協セミナーについては、社会経済情勢の変化を踏まえ、タイムリーなテーマについて情報提供に努める。また会員事業者から興味・関心のある事柄について提案を受け付け、新たなセミナーのテーマの提供に努める。
- ②地域バランスにも配慮した研修開催計画を策定し、eラーニングやオンデマンド視聴研修を併用しながら、会員事業者における研修受講機会の拡大を図る。
- ③海外物流事情の調査を目的とする海外研修を実施する。
- ④昨年度より開始した倉庫管理主任者 Web 講習は、受講希望者のニーズに対応して、更なる改善を行い定着化を図る。

#### (5) 物流政策研究

- ①倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について会員事業者から意見を収集し、必要な調査研究を行うとともに、国土交通省等に対し要望活動を行う。〈再掲〉
- ②新たな総合物流施策大綱に盛り込まれた倉庫業関連施策の着実な実行に向け、国土交通省と連携して必要な予算措置や制度設計を促すとともに、業界の意見が細部に反映されるよう、継続的な政策提言活動を展開する。〈再掲〉
- ③自動運転トラックの導入拡大を見据え、自動運転に対応した物流施設の仕様や、中継輸送拠点の整備・活用に関する調査研究を行う。
- ④新物効法に基づく特定荷主の義務化（中長期計画の策定・CLOの選任等）に関し、会員事業者が荷主事業者に対し、物流効率化を支援するための提案や協力のポイントを整理できるような支援ツールを提供する。〈再掲〉
- ⑤協会Webサイト内に設置している「トラック・物流Gメンよろず相談室」が、倉庫事業者に資する実効性のある窓口として機能するよう強化に努める。〈再掲〉
- ⑥令和8年度に改正される物流効率化法の内容を踏まえ、会員事業者の計画認定取得を支援するため、引き続き「物効法認定取得相談室」を中心に相談対応や情報提

供を行う。特に、法改正に伴い新たに計画認定の対象となる事業や設備に関する情報を収集し、会員事業者に周知することで、積極的な計画認定の取得を促進する。

- ⑦物流施設賃貸業および倉庫シェアリングサービスに関する動向について、関係企業・団体とも連携し、引き続き情報収集および提供を行う。
- ⑧これまで実施してきた生産性向上説明会に代わり、令和8年度に改正予定の物流効率化法の認定取得を促進するための説明会を開催する。
- ⑨物流の効率化に関連する物流施設見学の実施を検討する。

#### (6) 業務・安全

- ①倉庫事業運営に係る事業規制、民事、商事法制の制定、改正等に関する情報を収集し、会員事業者に適宜情報提供を行う。
- ②改正標準倉庫寄託約款については、関係団体や関係省庁と連携し、解説書・解説動画等を作成し会員事業者への周知に努める。また、改正後の対応については、必要に応じて、事業者向け説明会を開催するなど、会員事業者への支援を行う。

<再掲>

- ③建築基準法等の倉庫施設に関わる法規制や適用の在り方について、今後も時代の変化や社会の要請、業界の実状を踏まえつつ、不断の見直しを行うよう、関係当局に働きかける。<再掲>
- ④災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援および行政機関に対する要望等を行う。<再掲>
- ⑤風水害、地震など、激甚化する自然災害への対応について、事務局長会議や地区協会との意見交換を通じて、会員の日本倉庫協会に期待する役割を具体的に把握する。また、日本倉庫協会と地区協会の連携を強化し、それぞれの組織の災害対応力の強化を図る。<再掲>
- ⑥災害時に有用である非常用電源設備などの機器の整備に関する政府の支援策について、会員事業者に情報提供を行い、その活用を促す。<再掲>
- ⑦倉庫業総合賠償責任保険制度の一層の普及を図るとともに事務効率化や利便性の向上を高める。
- ⑧倉庫の地域貢献事例（防災拠点化、環境美化、雇用創出）を会員の成功事例として収集し、ホームページ等を通じて共有する。また、倉庫業が地域インフラとして不可欠な存在であることを、地道な広報活動を通じて社会に発信する。<再掲>
- ⑨労務費等の価格転嫁を実現するために、実態の調査を継続して行う。
- ⑩会員事業者の防災・減災や安全管理体制の強化を目的に、情報の提供や安全講習会、安全点検パトロール、自主監査の推進などの支援を行う。<再掲>

#### (7) 税制金融

- ①令和8年度に改正される物流効率化法の認定要件が倉庫事業者にとって活用しや

すいものとなるよう、要望活動を行う。

- ②倉庫業に対する税制上の特例措置および補助金活用ガイドブックの内容の充実を図るとともに、ホームページ等を通じて会員事業者への周知・情報提供を行い、会員事業者の経営支援に努める。
- ③提携コンサルティング会社等との連携をさらに強化し、専門的な相談に応じられる体制を維持することで、会員事業者の経営支援に寄与する。
- ④行政や金融機関との定期的な情報交換を行うなど、多様化する融資制度の情報収集に努め、会員事業者の資金需要が顕在化した際に、迅速かつ的確な支援ができるようにする。

#### (8) 中小経営革新

- ①中堅・中小企業における経営革新について、情報を収集し、意見・情報交換を行う。特に、倉庫業務の生産性向上に資する取り組みや人材育成の方法、政府等による中小企業に対する支援策など、関心の高い事項に関する情報提供等について取り組む。
- ②法律相談や事業承継に関するセミナー等の会員事業者向けサービスに引き続き取り組む。
- ③中小事業者にとって経営革新に資する取り組みを行っている物流施設の見学を実施する。
- ④中小倉庫事業者への物流施設賃貸業の影響について引き続き情報収集して会員事業者に提供する。
- ⑤委員会活動に加えて随時（3か月に1回など）講演会（Web併用）を開催し、情報発信を行う。

#### (9) 環境

- ①2050年のカーボンニュートラル達成を目標に、政府の施策等を踏まえ、倉庫業界としてのGXに取り組むとともに、脱炭素のステップ「知る、測る、減らす」などの基本的方向を整理し、会員事業者の環境対策の促進に資する情報収集に取り組む。〈再掲〉
- ②環境に関する政府その他各種機関の支援策（サステナブル倉庫モデル促進事業など）について、会員事業者に対する周知に努め、これらの制度の更なる活用を推進する。〈再掲〉
- ③CO<sub>2</sub>排出量を算定・可視化するサービスなど、倉庫・物流事業者の環境に関する新たな取り組みについて情報収集を行い、会員事業者へ適宜提供を行う。
- ④次世代太陽光発電（ペロブスカイト）の倉庫・物流業での導入を促進するため、官民協議会等で入手した情報等を提供する。また水素、風力、バイオマスを利用したエネルギーなど、持続可能な社会の実現を目指すテクノロジーにおいて、倉庫・物流業に適用可能なものについて情報収集およびその提供を行う。

⑤空調機器の冷媒として現在使用されている代替フロン規制に関する動向を注視し、定温倉庫等の空調機器の継続にかかる影響を会員事業者へ情報提供するとともに、自然冷媒の活用事例について紹介する。

#### (10) DX推進・情報セキュリティ

①労働力不足に対応した省人化機器の活用事例や、生成AI、AI エージェント、ヒューマノイドロボット、データ連携基盤などによる倉庫業の高度DX化に関わる技術情報の収集に努め、講演会等の開催により、会員事業者の知識や技術の向上を図る。〈再掲〉

②日々脅威が高まっている情報セキュリティに関する情報収集に努め、講演会等の開催を通じて、会員事業者の知識向上を図り、サイバー攻撃対策の強化、セキュリティ教育の充実、迅速な事業復旧対策の重要性を周知する。

③Webサイトで紹介するパッケージソフトの充実を図る。

④倉庫業における先進技術見学会の実施等を検討する。

#### (11) サイロ

①サイロ実態調査を実施し会員事業者へ情報提供を行うとともに、各地区から状況報告をして情報交換、意見交換を行う。

②くん蒸、少ロット化、老朽化への対応事例などの情報を収集・提供し、会員事業者間で共有する。

③サイロ運営にかかる会員ニーズの把握に努めるとともに、関係当局への情報提供を行い、現場の関心が高いテーマについて講演会、勉強会を実施する。

④穀物等を中心とした価格高騰に係る政府の動向について注視し、必要な情報を提供する。

#### (12) 食料

①食料保管に係る動向を注視し、情報を収集して会員事業者へ提供する。

②定温・冷蔵倉庫の需要増に対応するため、省エネ・省力化に資する取り組みや機器に関する補助金について情報を収集して会員事業者へ提供する。

③かび保険制度に関する状況の変化を注視しつつ、制度の適切な運営と周知活動に努めると共に、事務効率化の向上を図る

④「加工食品分野における標準化」をはじめとする食料の保管、取り扱いに関する情報の収集を行うとともに、関係団体ともその共有をはかる。

⑤食料保管に関連する施設又は物流ターミナルの見学を実施する。

⑥米穀を中心とした農作物の取り扱いについて、関係各省等より必要な情報を入手し、会員事業者へ提供すると共に、会員事業者からの要望について適切に対処する。

#### (13) 人材確保

①人材確保に関する情報の収集（業界内外の取り組み事例や支援策関連情報等）および

- 提供（パネルディスカッションやセミナー等）を行う。〈再掲〉
- ②ワーキングチームメンバーの知見を活用して活動を行う。
  - ③人材確保に関する支援・補助制度の利活用を推進する。〈再掲〉
  
  - ④会員事業者が外国人特定技能制度および育成就労制度の理解を深め、外国人の受入れと活用に資するよう会員向け説明会の開催や評価試験の適正な実施など制度運営に必要な取り組みを行う。〈再掲〉
  - ⑤女性活躍、高齢者活用促進など、職場におけるダイバーシティ推進に関する情報収集およびその提供を行う。〈再掲〉
  - ⑥倉庫業の知名度向上や各地区における人材確保に関するイベント等への支援を行う。（※広報委員会と連携）〈再掲〉
  - ⑦従業員定着のための研修制度の情報収集およびその提供を行う。（※教育研修委員会と連携）〈再掲〉
- （14）物流フォーラム
- ①倉庫業を基盤とする物流ビジネス推進のため、事業者にとって関心の高い実践的なテーマを選び、研究、討議、意見交換を行う。
  - ②地区連合会が開催するフォーラムに対して講師派遣等の支援を行う。